

令和6年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（経済産業省商務・サービスグループ消費・流通政策課）

項目名	外国人旅行者向け消費税免税制度のあり方の検討								
税目	消費税								
要望の内容	<p>【制度の概要】 消費税法第8条等に基づき、輸出物品販売場（以下「消費税免税店」という。）において、外国人旅行者などの非居住者に対して、特定の物品を一定の方法で販売する場合には消費税が免除される。</p> <p>【要望の内容】 訪日外国人旅行消費額の更なる増加に向けて、外国人旅行者の利便性向上や免税店事業者の手続きの簡素化、国内における転売目的利用による不正対策等に資する外国人旅行者向け消費税免税制度のあり方について検討を行う。</p> <p>【関係条文】 （消費税） 消費税法第8条 消費税法施行令第18条 消費税法施行規則第6条～第10条</p> <table border="1" data-bbox="900 833 1490 1043"> <tr> <td>平年度の減収見込額</td> <td>— 百万円</td> </tr> <tr> <td>（制度自体の減収額）</td> <td>（ — 百万円）</td> </tr> <tr> <td>（改正増減収額）</td> <td>（ — 百万円）</td> </tr> </table>			平年度の減収見込額	— 百万円	（制度自体の減収額）	（ — 百万円）	（改正増減収額）	（ — 百万円）
平年度の減収見込額	— 百万円								
（制度自体の減収額）	（ — 百万円）								
（改正増減収額）	（ — 百万円）								
新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的 外国人旅行者の利便性の向上及び免税店事業者の免税販売手続きの簡素化を進め、旅行消費額単価の引き上げや地方も含めた免税店数増加を通じた購入機会の拡大に繋げることで、訪日外国人旅行消費額を増加させる。</p> <p>(2) 施策の必要性 「観光立国推進基本計画」（令和5年3月31日閣議決定）において、訪日外国人旅行消費額を、コロナ前の水準を超えて年間5兆円とする目標を早期に達成する旨が掲げられている。 このため、インバウンドの本格回復に向けて、訪日外国人旅行消費額の引き上げに寄与してきた外国人旅行者向け消費税免税制度について、外国人旅行者の利便性や免税店事業者の事務負担の軽減等を一層進める必要があるところ、「令和5年度税制改正大綱」（令和4年12月16日自由民主党・公明党）において「外国人旅行者の利便性や免税店の事務負担等を踏まえつつ、引き続き効果的な不正対策を検討していく。」と記載されたことを踏まえて検討する必要がある。</p>								

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	4. 情報処理の促進並びにサービス・製造産業の発展
		政策の達成目標	「観光立国推進基本計画」（令和5年3月31日閣議決定） ・訪日外国人旅行消費額 早期に年間5兆円
		租税特別措置の適用又は延長期間	恒久措置
		同上の期間中の達成目標	「観光立国推進基本計画」（令和5年3月31日閣議決定） ・訪日外国人旅行消費額 早期に年間5兆円
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	本要望は、外国人旅行者の利便性の向上及び免税店事業者の免税販売手続きの簡素化を進めることで、訪日外国人旅行者の旅行消費額単価の引き上げや、地方も含めた免税店数の増加による購入機会の増加を通じて、外国人旅行消費額の増加に繋げるものであり、「外国人旅行者の利便性や免税店の事務負担等を踏まえつつ、引き続き効果的な不正対策を検討していく。」と記載された「令和5年度税制改正大綱」（令和4年12月16日自由民主党・公明党）の方針の実現に資する検討で、有効である。
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	—
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—

		<p>要望の措置の妥当性</p>	<p>本要望は、外国人旅行者の利便性の向上及び免税店事業者の免税販売手続きの簡素化を進めることで、訪日外国人旅行者の旅行消費額単価の引き上げや、地方も含めた免税店数の増加による購入機会の増加を通じて、外国人旅行消費額の増加に繋げるものであり、「外国人旅行者の利便性や免税店の事務負担等を踏まえつつ、引き続き効果的な不正対策を検討していく。」と記載された「令和5年度税制改正大綱」（令和4年12月16日自由民主党・公明党）の方針の実現に資する検討で、妥当である。</p>
<p>これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</p>	<p>租税特別措置の適用実績</p>	<p>2013年：5,777店（2014年4月1日時点） 2014年：18,779店（2015年4月1日時点） 2015年：35,202店（2016年4月1日時点） 2016年：40,532店（2017年4月1日時点） 2017年：44,646店（2018年4月1日時点） 2018年：50,198店（2019年4月1日時点） 2019年：54,667店（2020年3月31日時点） 2020年：54,772店（2021年3月31日時点） 2021年：52,271店（2022年3月31日時点） 2022年：53,650店（2023年3月31日時点）</p>	
	<p>租特透明化法に基づく適用実態調査結果</p>	<p>—</p>	
	<p>租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○免税対象品目の拡大・手続簡素化（平成26年10月開始） 免税対象品目の拡大・手続簡素化により、外国人旅行消費額の大幅な拡大、消費税免税店の拡大に繋がった。 ○免税手続カウンター制度の開始（平成27年4月開始） 免税手続カウンター制度が開始され、商店街、ショッピングセンターにおける店舗の免税手続きの負担が大幅に軽減された。 ○免税販売の対象となる最低購入金額の引下げ（平成28年5月開始） 免税販売の対象となる最低購入金額の引下げにより、地方における外国人旅行消費額を拡大した。 ○「一般物品」と「消耗品」の合算（平成30年7月開始） 一定の要件の下、「一般物品」と「消耗品」の合計金額が5,000円以上となる場合も免税販売の対象とすることにより、地方における外国人旅行消費額を拡大した。 ○臨時免税店制度の創設（令和元年7月開始） 既に消費税免税店の許可を受けている事業者が、地域のお祭り等に出店する場合において、事前の手続により免税販売を可能とすることにより、地方における外国人旅行消費額を拡大した。 ○免税販売の無人化（令和3年10月1日開始） 免税店の許可要件について、従業員を介さずに免税販売手続を行うことが出来る機器を設置した場合には、免税販売手続に必要な人員の配置等を不要とする措置を講じる。 	

		○免税対象者の明確化（令和5年4月1日開始）免税対象者の明確化（留学生等の免税対象からの除外）を行い、旅行者判定アプリ（デジタル庁と連携）の導入を行った。
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
	これまでの要望経緯	—